

2-6 太陽光発電事業における印紙税

Q 太陽光発電事業を行う場合、どのような印紙税が課税されますか？

A 印紙税の課税文書に対して、記載された契約金額に応じて所定の税が課税されます。

(I)

解説

工事請負契約書、不動産の売買契約書は、印紙税の課税文書となり、課税されます。太陽光発電所やパネルの売買契約書は、動産の売買契約書であり、原則として、課税されません。ただし、オーダーメイドで建築された発電所は、完成したものを購入した場合であっても、実質的な工事請負にあたりと税務署の指摘が実際にありました。この点は、注文者（買主）の指示が完成物に影響を与えているか等により判断することとなります。完成済みのものを購入する場合などは、売買という主張がしやすいでしょう。

税率は、以下のとおりです。

<図表>印紙税の税率（1号文書、2号文書）

記載された契約金額		本則	※軽減
1万円未満		非課税	非課税
1万円以上	10万円以下	200円	200円
10万を超え	50万円以下のもの	400円	200円
50万を超え	100万円以下のもの	1千円	500円
100万を超え	500万円以下のもの	2千円	1千円
500万を超え	1,000万円以下のもの	1万円	5千円
1,000万を超え	5,000万円以下のもの	2万円	1万円
5,000万を超え	1億円以下のもの	6万円	3万円
1億円を超え	5億円以下のもの	10万円	6万円
5億円を超え	10億円以下のもの	20万円	16万円
10億円を超え	50億円以下のもの	40万円	32万円
50億円を超えるもの		60万円	48万円
契約金額の記載のないもの		200円	200円

※R4.3.31までの間に作成された「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税が軽減されます。

<事例>

- ・令和2年9月1日に、土地の売買契約を売買代金300万円で締結した。
→ 印紙税の額は、1,000円となります。